

令和 8 年度 創業・起業等ポータルサイト構築・運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

創業・起業及び事業承継に関する情報発信を強化することにより、地域内外における創業・起業及び事業承継への関心を喚起し、これらの取組を一層促進する必要がある。

そのため、本業務では、創業・起業及び事業承継に関わる支援施策等の情報を効果的かつ効率的に発信する機能と、事業承継のマッチング機能を備えたポータルサイトを構築するものである。

(2) 業務名

令和 8 年度 創業・起業等ポータルサイト構築・運営業務

(3) 業務内容

「令和 8 年度 創業・起業等ポータルサイト構築・運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※令和 9 年 4 月 1 日以降における本業務において構築したポータルサイトの保守管理等に係る運営業務の契約は、各年度の予算成立を前提条件として原則 1 年更新とする予定。

2 業務に要する費用（事業費限度額）

2, 9 8 1, 0 0 0 円（税込み）

※この金額には、ポータルサイト構築に要する費用のほか、構築したポータルサイトの令和 9 年 3 月 3 1 日までの保守管理等に係る運営費用も含むものとする。

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間ににおいて自治体又は自治体以外の相手方において同種又は類似業務の実績があること。なお、令和 8 年 3 月 31 日までに完了している業務に限る。

(2) 弘前市競争入札参加資格者名簿（物品、役務）に登録されていること。

- (3) 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にいない者であること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式 1）により、電子メールにて提出すること。また、提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。
※提出先メールアドレス：sangyo@city.hirosaki.lg.jp
受信確認電話番号：0172-32-8106
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回 答 日：令和 8 年 1 0 月 8 日（木）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

5 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ①参加意思表明書（様式 2）・・・ 1 部
 - ②誓約書（様式 3）・・・・・・・ 1 部
 - ②会社概要（様式 4）・・・・・・・ 1 部
- (2) 提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出場所：弘前市役所前川新館 5 階 商工部産業育成課
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合の受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (5) 参加資格審査の結果通知：令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）（予定）
※参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

①企画提案書等提出届（様式5）・・・・・・正本1部

②企画提案書等（下記アないしキ）・・・・各正本1部、各副本7部

※アないしキの各正本には社名を記載すること。

※アないしキの各副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

ア 業務実績調書（様式6）

※3(1)の条件を満たすことが分かる業務実績を記載すること。

イ 企画提案書（任意様式）

※A4サイズ片面10ページ以内（表紙を除く）とすること。

※ページ番号を付すこと。

※提案者が特定される記述を避けること。

※作成にあたっては、別紙仕様書及び別表評価基準の各評価項目に沿った内容とすること。なお、以下の項目については、提案内容に必ず盛り込むこと。

- ・業務の実施体制、手法及び工程。
- ・ポータルサイト利用者の観点に立ったデザイン性、工夫
- ・事業承継に係るマッチングシステムに関連する情報掲載についての提案
- ・その他上記にとらわれず、独自提案があれば、自由に提案すること。

ウ 工程表（様式7）

エ 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）

※事業費限度額内とすること。

※ポータルサイト構築に係る初期費用と保守管理等に係る運営費用がそれぞれ分かるように記載すること。

※下記カ機能要件回答書において「◎」・「○」とした機能を含む見積金額を記載すること。

オ 機能要件回答書表紙（様式8）

カ 機能要件回答書（機能要件仕様書を使用）

※対応可否欄の「◎」・「○」・「△」・「×」を選択すること。なお、機能一覧にある機能を全て実装しなければならないものではない（カスタマイズは想定していない）。

◎：標準機能として実装している（見積書の範囲内）

○：オプション機能として実装している（見積書の範囲内）

△：オプション機能として実装可能（見積書の範囲外）

×：標準・オプション機能として提供されていない

キ 再委託調書（様式9）※再委託する場合のみ

(2) 提出期限等

①提出期限：令和8年10月29日（木）午後5時まで（必着）

②提出場所：弘前市役所前川新館5階 商工部産業育成課

③提出方法：持参又は郵送により提出するとともに、電子メールでも提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※提出先メールアドレス：sangyo@city.hirosaki.lg.jp

④提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(3) 記載に係る留意事項

企画提案書等の作成にあたって、仕様書は市が求める最低限の要件を定めたものであるため、本プロポーザルに参加する事業者は、業務概要の趣旨・目的を十分に踏まえて記述すること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

審査実施日：令和8年11月9日（月）（予定）

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

提出された参加意思表明書等一式及び企画提案書等一式を下記8で示す審査基準に基づいて審査する。

審査にあたっては、上記審査実施日にプレゼンテーション及びヒアリング等を実施する。なお、提案者が多数（概ね5者以上）ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみプレゼンテーション及びヒアリング等を実施のうえ評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果については別途通知する。

提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施する。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とする。

審査の結果、最高点を取得した提案者を契約候補者とする。また、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査における注意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングに係る詳細は、プロポーザル参加者に別途通知する。
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングでは、社名を名乗らないこと。
 - ・プレゼンテーションの時間内で、システムのデモンストレーションも可とする。
- なお、プロジェクタ、スクリーンは弘前市にて用意するが、パソコン、通信環境、その他機材は参加者が用意すること。

- ・プレゼンテーションを行う参加者は2名までとする。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出された企画提案書等のみとすること。当日の追加資料の配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査結果を令和8年11月13日（金）付けの書面により通知するとともに、市ホームページにおいて応募者数及び契約候補者を公表する。また、契約候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当部署へ説明を求めることができる。

8 審査基準及び配点（別表）

本プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 提案内容 | 150 点 |
| (2) 保守及び運用管理 | 60 点 |
| (3) 操作性等 | 130 点 |
| (4) 見積額 | 60 点 |

※評価点のうち240点（満点400点の6割）未満の場合は、候補者を特定しないものとする。また、提案者が1者の場合は、合計得点が240点以上で、受託業務を履行できると認められた場合に、契約候補者に決定する。

9 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

10 日程

公示	令和8年9月25日（金）
質問受付締切	令和8年10月1日（木）午後5時まで
質問回答	令和8年10月8日（木）
参加意思表明書受付締切	令和8年10月15日（木）午後5時まで
参加資格結果通知	令和8年10月19日（月）【予定】
企画提案書等受付締切	令和8年10月29日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年11月9日（月）【予定】
結果通知	令和8年11月13日（金）付けの書面【予定】
契約締結・業務開始	令和8年12月上旬【予定】

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、市は提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 市は提出書類を返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると市が認めた場合、既に公示若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの執行を延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合において、市が開示しようとするときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、開示することで決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市商工部産業育成課 担当：畑井、馬場

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-32-8106（直通）

メールアドレス：sangyo@city.hirosaki.lg.jp